

グループホーム集い利用料金表(令和4年10月1日より変更)

①基本料金(日額)

負担割合	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担	748円	752円	787円	811円	827円	844円
2割負担	1,496円	1,504円	1,574円	1,622円	1,654円	1,688円
3割負担	2,244円	2,256円	2,361円	2,433円	2,481円	2,532円

基本料金(月額)【1ヶ月30日で計算】

負担割合	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担	22,440円	22,560円	23,610円	24,330円	24,810円	25,320円
2割負担	44,880円	45,120円	47,220円	48,660円	49,620円	50,540円
3割負担	67,320円	67,680円	70,830円	72,990円	74,430円	75,960円

②加算料金

負担割合	初期加算	医療連携体制加算(I)	サービス提供体制強化加算(I)	サービス提供体制強化加算(III)	若年性認知症利用者受入加算	口腔衛生体制加算
1割負担	30円/1日	39円/1日	12円/1日	6円/1日	120円/1日	30円/1月
2割負担	60円/1日	78円/1日	24円/1日	12円/1日	240円/1日	60円/1月
3割負担	90円/1日	117円/1日	36円/1日	18円/1日	360円/1日	90円/1月

- ★ 初期加算は入居日から30日間のみ加算
- ★ (I)現行の医療連携体制加算と同様
- ★ (II)看護職員を常勤換算で1名以上配置している事
- ★ サービス提供体制強化加算(III)は常勤職員の占める割合75%以上
- ★ 65歳未満の認知症高齢者
- ★ 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上おこなっている場合
- ★ 要支援2は医療連携体制加算なし
- ★ 介護職員処遇改善加算(I)は介護保険請求額×11.1%の入居者負担割合に応じた額
- ★ 介護職員等特定処遇改善加算(II)は介護保険請求額×2.3%の入居者負担割合に応じた額
- ★ 介護職員等ベースアップ等支援加算は介護保険請求額×2.3%の入居者負担割合に応じた額

③介護保険外負担金(合計は1か月30日で計算)

項目	利用料金
居室料	1,600円/1日
食材費	1,400円/1日
光熱水費	15,000円/1ヶ月
1ヶ月合計	105,000円

例題

利用料は①と②と③の合計金額となります。(1ヶ月30日の場合)

【例:要介護2の利用者の場合】

①23,610円+②6,344円+③105,000円=134,954円

なお別途、日常生活での実費(理美容代、おむつ代等)が必要になります。